

地滑等防止法¹（地すべり等防止法）

第一條

中文	為排除或減輕地滑及礦渣堆崩塌所造成之災害，並防治地滑及礦渣堆崩塌，以達保育國土安定民生之目的，特制定本法。
原文	この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

立法或修改理由 本條規定立法目的，歷年無修改。

說明與學說介紹 立法目的除防治災害外，另有保育國土安定民生之目的。

第二條

中文	<p>本法所稱「地滑」，係指土地之一部分，因地下水等原因所造成之現象或因此而產生之移動現象。</p> <p>2. 本法所稱「礦渣堆」，係指煤或褐煤之廢棄礦石堆積而成之礦堆，且本法施行時已實際存在者；但依礦山保安法及經濟產業省設置法部份修改後之法律（平成十六年法律第九十四號）第一條之規定，修改前礦山保安法（昭和二十四年法律第七十號）第四條或第二十六條所規定之礦業權人或視為礦業權人，於本法施行時已採取必要措施者除外。</p> <p>3. 本法所稱「地滑防治設施」，係指依第三條之規定所指定</p>
----	--

¹ 本法翻譯內容為本局委辦案件之成果，僅供參考。

	<p>之地滑防治區域內排水設施、擋土牆、水壩及其他為防治地滑之設施。</p> <p>4.本法所稱「地滑防治工程」，係指地滑防治設施之新建、改良及其他依第三條之規定所指定之地滑防治區域內為防治地滑所施作之工程。</p>
原文	<p>この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。</p> <p>2 この法律において「ぼた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十四号)第一条の規定による改正前の鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条又は第二十六条の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者がこの法律の施行の際必要な措置を講ずべきであつたものを除くものとする。</p> <p>3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。</p> <p>4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。</p>

立法或修改理由 本條規定本法專有名詞之定義。

平成 16 (2004) 年 6 月 9 日号外法律第 94 號

説明與學說介紹

本條規定，地滑、礦渣堆、地滑防治設施、地滑防治工程之定義。

因「鉦山保安法及び經濟産業省設置法の一部を改正する法律」附則第 14 條之修改而修改。

第三條

中文	<p>主管機關首長為達本法之目的且認為必要時，於聽取相關都道府縣首長之意見後，得指定地滑區域（指已發生地滑或極可能有發生地滑之虞之區域；以下同。）；與該地滑區域鄰接地區，且極有可能助長或引發地滑區域發生地滑或有助長或引發發生地滑之虞（二者以下稱為「地滑區域」），並與公共利害有密切關連之區域，得指定為地滑防治區域。</p> <p>2. 前項指定，應為達成本法之目的，於必要最小限度之內為之。</p> <p>3. 主管機關首長作成第一項之指定時，應依主管省令之規定，公告該地滑防治區域，並通知相關都道府縣首長；指定之廢止時亦同。</p> <p>4. 地滑防治區域之指定或廢止，經前項所定公告後生效。</p>
原文	<p>主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて</p>

	<p>大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。</p> <p>4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。</p>
--	---

立法或修改理由 本條規定地滑防治區域之指定。

說明與學說介紹 為達本法目的且必要時，得指定地滑區域，與公共利害有密切關連之區域，得指定為地滑防治區域。

第四條

中文	<p>主管機關首長為達本法之目的認為有必要時，於聽取相關都道府縣首長之意見後，得將礦渣堆所在且與公共利害有密切關連之區域，指定為礦渣堆崩塌防治區域。</p> <p>2.前條第二款至第四款之規定，準用前項指定。准此，同條第三款之「該當地滑防治區域」相當於「該當礦渣堆崩塌防治區域」，同條第四款之「地滑防治區域」相當於「礦渣堆崩塌防治區域」。</p>
原文	主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると

	<p>認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。</p> <p>2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と読み替えるものとする。</p>
--	---

立法或修改理由 本條規定礦渣堆崩塌防治區域之指定。

說明與學說介紹 為達本法目的且有必要時，得將礦渣堆所在且與公共利害有密切關連之區域，指定為礦渣堆崩塌防治區域。

第五條

中文	第三條第一項之指定，於必要時，得就該地滑區域之相關地形、地質、降水、地表水或地下水或土地滑動狀況進行實地調查。
原文	第三条第一項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。

立法或修改理由 本條規範實地調查之程序規定。

說明與學說介紹 為從事第三條第一項之指定，得進行實地調查。

第六條

中文	主管機關首長或受命之職員或受任人，進行前條之調查有必
----	----------------------------

要不可或缺之情形時，得進入他人佔有之土地或暫時將他人無特定用途之土地，作為材料放置場或作業場使用。

2. 依前項規定進入他人佔有土地時，應事前通知該土地佔有人。但無法事前通知時，不在此限。

3. 依第一項規定進入住宅用地或以圍牆、柵欄等圍起之土地時，應事前告知該土地佔有人。

4. 非有佔有人之許可，不得於日出前或日落後進入前項規定之土地。

5. 依第一項規定進入土地者，應攜帶身分證明文件，於關係人要求時提出。

6. 依第一項之規定，暫時將他人無特定用途之土地作為材料放置場或作業場時，應事前通知該土地佔有人及所有人，並聽取其意見。

7. 土地佔有人或所有人非有正當理由，不得拒絕或妨礙依第一項規定之進入或暫時使用。

8. 國家對於因第一項規定之進入或暫時使用而遭受損失者，應補償其通常損失。

9. 國家與受損人應就前項規定之損失補償進行協議。

10. 未能依前項規定達成協議時，國家應自行估算金額支付受損人。

對該當金額有異議者，得依政令之規定，於收受補償金之日起三十日內，向徵收委員會申請依土地徵收法（昭和二十六年法律第二百十九號）第九十四條之規定進行裁決。

11. 第五項規定之證明文件格式及其他證明文件相關必要事項，由主管機關另訂之。

原文	<p>主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。</p> <p>5 第一項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。</p> <p>7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。</p>
----	---

	<p>8 国は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。</p> <p>10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。</p> <p>11 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規範得進入私人土地調査之規定。

説明與學說介紹 進行前條之調査有必要不可或缺之情形時，得進入他人土地或暫時將他人無特定用途之土地，作為材料放置場或作業場使用。

第七條

中文	地滑防治工程之施作，及地滑防治區域之其他管理事項，由管轄該地滑防治區域所在地之都道府縣知事為之。
原文	地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

立法或修改理由 本條規定地滑防治區域之管理。

說明與學說介紹 地滑防治工程之施作，及地滑防治區域之其他管理事項，由都道府縣為之。

第八條

中文	都道府縣知事於收到依第三條第三款規定指定地滑防治區域之通知時，應依主管機關命令之規定，於該地滑防治區域內設置標示地滑防制區域之標誌。
原文	都道府県知事は、第三条第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

立法或修改理由 本條規定標誌之設置。

說明與學說介紹 都道府縣知事應於地滑防治區域內設置標示地滑防制區域之標誌。

第九條

中文	都道府縣知事收受依第三條第三項規定所指定之地滑防治區域之通知，應依主管機關命令之規定，於聽取相關市町村長（含特別區；以下同。）之意見後，製作該地滑防治區域之地滑防治工程基本計畫，並提交主管機關之首長；計畫變更時亦同。
原文	都道府県知事は、第三条第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の

	意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。
--	--

立法或修改理由 本條規定地滑防治工程基本計畫。

説明與學說介紹 都道府縣知事應製作地滑防治工程基本計畫，並提交主管機關之首長；計劃變更時亦同。

第十條

中文	<p>地滑防治工程認定係屬國土保育特別之重要事項，且符合下列下列各款情形之一者，主管機關首長得取代都道府縣知事獨自施作該地滑防治工程。於此情形，主管部長應事先聽取該都道府縣首長之意見。</p> <p>一、地滑防治工程規模浩大者。</p> <p>二、地滑防治工程須高超技術者。</p> <p>三、地滑防治工程須使用高度機械力量實施者。</p> <p>四、地滑防治工程跨越都府縣區域之邊界者。</p> <p>2. 主管機關首長依前項規定施作地滑防治工程時，得依政令之規定，代都道府縣首長行使權限。</p> <p>3. 主管機關首長依第一項規定施作地滑防治工程時，應依主管機關行政命令之規定公告之。</p>
原文	<p>主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をき</p>

	<p>かなければならない。</p> <p>一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。</p> <p>二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。</p> <p>三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。</p> <p>四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を施行する場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規定中央主管機關直接管轄之工程。

說明與學說介紹 地滑防治工程因屬國土保育特別之重要事項，主管機關於本條規定之具體情形得取代都道府縣知事獨自施作該地滑防治工程。

第十一條

中文	<p>主管機關首長或都道府縣知事以外之人，施作地滑防治工程時，其地滑防治工程相關設計及實施計畫，應事前取得都道府縣首長之同意。</p> <p>2. 國家或地方自治團體得與都道府縣知事協議地滑防治工程相關設計與實施計畫，不受前項規定之限制。</p> <p>3. 都道府縣知事作成第一項同意時，得添加防止地滑之必要條件。</p>
----	--

原文	<p>主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事に協議することをもつて足りる。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。</p>
----	--

立法或修改理由 本條規範中央主管機關或地方主管機關以外之人施作工程之規定。

說明與學說介紹 施作地滑防治工程，相關設計及實施計畫，應事前取得都道府縣首長之同意。

第十二條

中文	<p>地滑防治設施之種類、配置、構造與規模，及水流改道、地滑土塊之清除，及其他防治地滑之工程，應依地滑防治區域內之地滑原因、機構及規模，有效且適當施作之。</p> <p>2. 地滑防治設施，應依下列各款規定建造。</p> <p>一 排水設施須符合下列之規定，且得將造成地滑之地表水及地下水迅速自地滑防治區域排除之設施。</p> <p>(一)地表水之排除，應使用明渠、管渠、暗渠、導水管或排水隧道。</p> <p>(二)地下水之排除，應使用暗渠、探鑽排水孔、排水隧道、集水井、地下截水牆、明渠、管渠或導水管。</p>
----	---

	<p>二、擋土牆、木樁及板樁之構造，應足以抵擋地滑力量。</p> <p>三、壩、固床工、護岸、堤防及丁堤，特別適用於發生相當規模之地滑及水流沖蝕之防治。</p>
原文	<p>地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。</p> <p>2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。</p> <p>一 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。</p> <p>イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。</p> <p>ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。</p> <p>二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。</p> <p>三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。</p>

立法或修改理由 本條規範建築構造基準之規定。

說明與學說介紹 地滑防治設施，應依本條之建築構造基準建造。

第十三條

中文	都道府縣知事管理之地滑防治設施，兼具砂防法（明治三十年法律第二十九號）第一條規定之砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九號）第四十一條第三項規定之保安設施事業相關設施、灌溉排水設施及其他設施或工作物（以下總稱為「其他工作物」）之功能時，都道府縣知事得與該當工作物管理人協議，要求其施作地滑防治設施相關工程或維護該地滑防治設施。
原文	都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物(以下これらを「他の工作物」と総称する。)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

立法或修改理由 平成 11（1999）年 7 月 16 日号外法律第 87 號

說明與學說介紹 因「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」第四百條之修改而修改。

第十四條

中文	都道府縣知事對於所施行之地滑防治工程以外之工程（以下
----	----------------------------

	<p>稱「其他工程」)或引起須施作地滑防治工程之行為(以下稱其他行為),致使有必要由其自行施作地滑防治工程者,得令該其他工程之施工人或其他行為人施作。</p> <p>2. 依前項規定,所謂其他工程為河川工程(指適用河川法(昭和三十九年法律第一百六十七號)之河川之河川工程;以下同。)或道路(指依道路法(昭和二十七年法律第一百八十號之道路);以下同。)相關工程時,該地滑防治工程適用河川法第十九條或道路法第二十三條第一項之規定。</p>
原文	<p>都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事については、河川法第十九条又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。</p>

立法或修改理由 本條規定私人因素造成須施作工程之情形發生時,主管機關之處置。

昭和 39 (1964) 年 7 月 10 日法律第 168 號

說明與學說介紹 因「河川法施行法」第 53 條之修改而修改。

第十五條

中文	<p>都道府縣知事得將因地滑防治工程或施作地滑防治工程而必須施作之其他工程，與該當地滑防治工程合併施作。</p> <p>2. 前項其他工程，係屬河川工程、道路相關工程或砂防工程（指依砂防法所施作之砂防工程；以下同。）者，其工程之施作適用河川法第十八條、道路法第二十二條第一項以及砂防法第八條之規定。</p>
原文	<p>都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事を当該地すべり防止工事とあわせて施行することができる。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事(砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。)であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。</p>

立法或修改理由 本條規定附帶工程之施作。

昭和 39（1964）年 7 月 10 日法律第 168 號

說明與學說介紹 因「河川法施行法」第 53 條之修改而修改。

第十六條

中文	<p>都道府縣知事或受其命之公務員或受委任人，因地滑防治區域相關之調查、測量或因地滑防治工程，認為有必要不可或缺之情形時，得進入他人佔有之土地，或暫時將無特定用途</p>
----	---

	<p>之他人土地作為材料放置場或作業場使用。</p> <p>2. 第六條第二項至第十一項之規定，於依前項規定進入他人佔有之土地或暫時使用他人土地時，準用之；於此情形下，同條第八項至第十項所稱「國家」係指「都道府縣知事所管轄統轄之都道府縣」。</p>
原文	<p>都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。</p> <p>2 第六条第二項から第十一項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第八項から第十項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。</p>

立法或修改理由 本條規範進入他人土地之程序規定。

平成 18 (2006) 年 6 月 7 日号外法律第 53 號

說明與學說介紹 因「地方自治法の一部を改正する法律」附則第 42 條規定之修改而修改。

第十七條

中文	<p>除土地徵收法第九十三條第一項規定者外，因都道府縣知事施作地滑防治工程，導致面臨地滑防治工程土地之土地上，有施作通道、水溝、圍牆、柵欄或其他設施，或新建、增建、</p>
----	--

	<p>修繕或遷移工作物，或填方或挖方等必要不可或缺之情形者，該當都道府縣知事管轄之都道府縣，應依須施行前述工程之人（以下於本條稱「受損人」。）之請求，補償所須費用之全額或一部；都道府縣知事管轄之都道府縣或受損人得要求都道府縣知事施作該當工程，以替代補償金之全額或一部。</p> <p>2. 前項規定之損失補償，於地滑防治工程完成之日起逾一年者，不得請求。</p> <p>3. 第一項規定之損失補償，都道府縣知事管轄之都道府縣，應與受損人進行協議。</p> <p>4. 未能依前項規定達成協議時，都道府縣知事管轄之都道府縣或受損人，得依政令之規定，向徵收委員會申請土地徵用法第九十四條規定之裁決。</p>
原文	<p>土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県知事が地すべり防止工事を施行したことにより、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当</p>

	<p>該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。</p> <p>2 前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。</p> <p>3 第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県知事の統括する都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規範地滑防治工程所生之損失補償相關規定。

說明與學說介紹 因都道府縣知事施作地滑防治工程，導致有施作設施等必要不可或缺之情形者，都道府縣知事，應依請求，補償費用並於一定期間完成。

第十八條

中文	<p>地滑防治區域內從事下列各款行為之一者，應取得都道府縣知事之許可。</p> <p>一、引取地下水或使其停滯之行為導致地下水增加、妨礙地下水排水設施功能之行為，及其他妨礙地下水排放之行為（政令規定之輕微行為者除外）。</p> <p>二、排放地表水或使其停滯之行為，及其他助長地表水滲透</p>
----	---

	<p>之行為（政令所規定之輕微行為者除外）。</p> <p>三、政令規定之開挖邊坡或挖方。</p> <p>四、政令規定之池塘、用水與排水路，及其他地滑防治設施以外之設施或工作物（以下稱「其他設施等」）之新建或改良。</p> <p>五、第一至第四款所規定之行為以外，妨礙地滑防治或助長或誘發地滑之行為而為政令所規定者。</p> <p>2.前項申請許可之行為，有明顯妨礙地滑防治或助長地滑之情形者，不得核發許可。</p> <p>3. 都道府縣知事作成第一項之許可時，得添加防治地滑之必要條件。</p>
原文	<p>地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>三 のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害</p>

	<p>し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。</p>
--	---

立法或修改理由 本條規範行為之限制規定。

説明與學說介紹 地滑防治區域內須經地方政府在地許可始得從事之具體事項。

第十九條

中文	<p>依第三條之規定指定地滑防治區域時，該地滑防治區域內既以依其權利設置其他設施等之人（含施工中之情形），得依原有條件，其設置之其他設施，視為取得前條第一項規定之許可。依第三條規定指定地滑防治區域時，該地滑防治區域內既以依權利依據實施前條第一項第一款至第三款及第五款規定之行為者亦同。</p>
原文	<p>第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き他の施設等を設置(工事中の場合を含む。)している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内におい</p>

	て権原に基き前条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する行為を行つている者についても、同様とする。
--	--

立法或修改理由 本條為過渡條款之規定。

説明與學說介紹 本條規定，既以設置其他設施之人，得依原有條件，將其設置之其他設施，視為取得許可。

第二十條

中文	<p>依森林法第三十四條第二項（含同法第四十四條準用之情形）或防砂法第四條（含同法第三條準用之情形）之規定取得許可者，與該許可有關之行為，無須取得第十八條第一項之許可。</p> <p>2. 國家或地方自治團體從事第十八條第一項各款之行為，得事前與都道府縣首長協議。</p>
原文	<p>森林法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)又は砂防法第四条(同法第三条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、第十八条第一項の許可を受けることを要しない。</p> <p>2 国又は地方公共団体が第十八条第一項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもつて足りる。</p>

立法或修改理由 許可之特別規定

昭和 37 (1962) 年 4 月 4 日法律第 68 號

説明與學說介紹 因「森林法の一部を改正する法律」附則第 15

條規定之修改而修改。

第二十一條

中文	<p>符合下列情形之一者，都道府縣知事得撤銷其許可、變更其條件、中止其行為，或因改建、遷移或拆除其他設施等或因其他設施之原因而造成地滑，得命其興建必要設施或回復原狀。</p> <p>一、違反第十八條第一項之規定者。</p> <p>二、違反第十八條第一項許可所附之條件者。</p> <p>三、以偽造及其他不正當手段取得第十八條第一項之許可者。</p> <p>2. 有下列各款情形之一時，都道府縣知事得對取得第十八條第一項許可之人，作成前項規定之處分或命其採取該項規定之必要措施。</p> <p>一、為地滑防治工程而有必要不可或缺之情形時。</p> <p>二、地滑防治上顯然發生障礙時。</p> <p>三、非基於地滑防治但公益上係屬必要不可或缺之情形時。</p> <p>3. 都道府縣知事管轄之都道府縣，對於因前項規定所作處分或命令而受損失者，應補償其於通常情形下所生損失。</p> <p>4. 第六條第九款及第十款之規定，準用前項補償之規定。於此情形，同條第九款及第十款中之「國家」係指「都道府縣知事所管轄統轄之都道府縣」。</p> <p>5. 依第三項規定構成補償原因之損失，係依第二項第三款規定所作成之處分或命令所造成者，都道府縣知事管轄之都道府縣得要求造成該當理由之當事人負擔該補償金。</p>
----	---

原文	<p>都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>一 第十八条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者</p> <p>2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。</p> <p>三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。</p>
----	---

	<p>5 都道府県知事の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>
--	---

立法或修改理由 本條規定得作成監督處分之具體事項與損失補償之規定。

説明與學說介紹 本條具體規定，都道府縣知事得撤銷或中止行為，或對造成地滑者，得命其興建必要設施或回復原狀之情形。

第二十二條

中文	<p>都道府縣知事執行職務認為必要時，得要求都道府縣知事以外之地滑防治設施管理人提出報告或資料，或命其公務員進入該當地滑防治設施進行檢查。</p> <p>2. 依照前項規定進入檢查者，應攜帶身分證明文件，於關係人請求時提出。</p> <p>3. 第一項進入檢查之權限，不得解釋為犯罪搜查。</p> <p>4. 第二項證明文件之格式及其他證明文件相關必要事項，另依主管機關之命令訂之。</p>
原文	<p>都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示</p>

	<p>す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 第二項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>
--	--

立法或修改理由 都道府縣以外之第三人所管理之地滑土地防治設施之監督。

平成 18 (2006) 年 6 月 7 日号外法律第 53 號

説明與學說介紹 因「地方自治法の一部を改正する法律」附則第 42 條規定之修改而修改。

第二十三條

中文	<p>都道府縣知事以外之人所管理之地滑防治設施，有下列各款情形之一，且不適用第十二條之規定者，都道府縣知事得命令該管理人改良、修補或其他地滑防治設施管理上之必要措施。</p> <p>一、違反第十一條第一項規定施作工程者。</p> <p>二、違反第十一條第一項許可附帶之條件施作工程者。</p> <p>三、以偽造及其他不正當手段取得第十一條第一項許可進行工程施工時。</p> <p>2. 都道府縣首長以外者所管理之地滑防治設施不符合前項所規定之任何一款，而該地滑防治設施不適用第十二條之規定，且認定在地滑之防治上有明顯妨礙時，都道府縣首長得命令管理者採取前項規定之措施。</p>
----	--

	<p>3. 都道府県首長所統轄之都道府県須賠償因前項規定之命令而受損者於一般情形下所發生之損失。</p> <p>4. 第六條第九款及第十款之規定適用前項之賠償。於此情形時，同條第九款及第十款中之「中央（政府） 改解讀為「都道府県首長所統轄之都道府県」。</p> <p>5. 前面三款規定不適用中央（政府）或地方自治團體所管理之地滑防治設施。</p>
原文	<p>都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>二 第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定によ</p>

	<p>る命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第六條第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同條第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前三項の規定は、国又は地方公共団体の管理する地すべり防止施設については、適用しない。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規定具體規定，都道府縣知事得命令地滑防治設施之管理人改良、修補或其他地滑防治設施管理上之必要措施之情形。

說明與學說介紹 都道府縣知事得命令地滑防治設施之管理人改良、修補或其他地滑防治設施管理上之必要措施；賠償相關規定以及不適用之情形。

第二十四條

中文	<p>都道府縣知事，為排除或減輕地滑造成之災害，認為有必要時，得策劃地滑防治工程基本計畫，依主管機關行政命令之規定，製作記載下列各款事項之計畫（以下稱「相關事業計畫」）概要，交付地滑防治區域所在地之市町村長，並建議製作該市町村之相關事業計畫。</p> <p>一、房屋及其他設施或工作物之遷移或拆除，或已拆除之房屋及其他設施或工作物之替代房屋及其他設施或工作物之建設相關事項。</p> <p>二、農地之整備或保育相關事項。</p>
----	--

	<p>三、農道、灌漑排水施設或蓄水池整備相關事項。</p> <p>四、地滑防治區域外，與前三款所訂事項直接相關，而有特別必要之各款事項。</p> <p>2. 市町村長因應前項建議，製作相關事業計畫時，應依主管機關行政命令之規定，事前聽取與該當計畫相關事項有利害關係者或其組成之團體之意見；變更時亦同。</p> <p>3. 市町村長製作或變更相關事業計畫時，應依主管機關行政命令之規定，盡可能公佈其內容。</p>
原文	<p>都道府県知事は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画を勘案して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画(以下「関連事業計画」という。)の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。</p> <p>一 家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは除却又は除却される家屋その他の施設若しくは工作物に代る家屋その他の施設若しくは工作物の建設に関すること。</p> <p>二 農地の整備又は保全に関すること。</p> <p>三 農道、かんがい排水施設又はため池の整備に関すること。</p> <p>四 前三号に掲げる事項に直接関連して地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項</p> <p>2 前項の勧告に応じて関連事業計画を作成しようとするときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、あ</p>

	<p>らかじめ当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 関連事業計画を作成し、又は変更したときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。</p>
--	---

立法或修改理由 相關事業計畫之規定

平成 23 (2011) 年 8 月 30 日号外法律第 105 號

説明與學說介紹 為提高地區自主性與自立性改格促進相關法律之整備。

第二十五條

中文	<p>地滑造成之危險，相當顯著且非常緊迫時，都道府縣知事或受命之公務員，得指示必要區域內之居民，應遷出避難。於此情形，都道府縣知事或受命之公務員應直接將前述意旨，通知管轄該區域之警察署長。</p>
原文	<p>都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。</p>

立法或修改理由 撤離指示之規定

平成 18 (2006) 年 6 月 7 日号外法律第 53 號

説明與學說介紹 因「地方自治法の一部を改正する法律」附則

第 42 條規定之修改而修改。

第二十六條

中文	都道府縣知事應製作地滑防治區域登記簿並予以保管。 2. 都道府縣知事無正當理由，不得拒絕閱覽地滑防治區域登記簿之要求。 3. 地滑防治區域登記簿台帳之記載事項，及其他製作及保管相關必要事項，依主管機關行政命令之規定。
原文	都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。 2 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。 3 地すべり防止区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

立法或修改理由 本條規定地滑防治區域登記簿之製作與保存
說明與學說介紹 地滑防治區域登記簿之製作與保存基本規範，
其他必要規範，另以命令定之。

第二十七條

中文	地滑防治工程之施作、標誌之設置及地滑防治區域其他管理所須費用，除本法或其他法律另有規定者外，由管理該地滑防治區域之都道府縣知事首長管轄之都道府縣負擔。
原文	地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に

	特別の規定がある場合を除き、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。
--	---

立法或修改理由 本條規定管理地滑防治區域所須費用之負擔原則。

說明與學說介紹 都道府縣原則上應負擔地滑防治工程之施作、標誌之設置及地滑防治區域其他管理所須費用。

第二十八條

中文	<p>主管機關首長依第十條第一項規定施作之地滑防治工程，設置於溪流（包含山間直流而下之溪水；以下同。）或與該工程為一體，且係為防止土石直接排入溪流而施作之配套工程，其工程所須費用，由國家負擔三分之二，都道府縣負擔三分之一。</p> <p>2.主管機關首長依第十條第一項規定所施設之地滑防治工程，非屬前項工程所須費用者，由國家與都道府縣各負擔一半之費用。</p> <p>3.依前二項之情形，其他都道府縣因該地滑防治工程而明顯受益時，主管機關首長得依法令規定，視受益之程度，要求明顯受益之其他都府縣分擔管理該地滑防治區域之都道府縣知事管轄之都道府縣所須負擔之部分金額。</p> <p>4.主管機關首長依前項之規定，要求明顯受益之其他都府縣分擔部分費用時，應事前諮詢該都府縣之意見。</p>
原文	<p>第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、溪流(山間部におけるその直下流を含む。以下</p>

	<p>同じ。において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。</p> <p>2 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で前項に規定するもの以外のものに要する費用は、国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担する。</p> <p>3 前二項の場合において、当該地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり防止区域を管理する都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。</p> <p>4 前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規定中央主管機關直接管轄之工程所須費用之負擔。

說明與學說介紹 國家與都道府縣負擔工程所須費用之比例規定。

第二十九條

中文	國家依政令之規定，應負擔都道府縣知事施作之地滑防治工
----	----------------------------

	<p>程所須費用之二分之一。但設置於溪流之地滑防治工程及預防砂土直接排洩至溪流所作之配套工程，若該地滑防治工程之目的在於因應災害引發之土砂崩塌等危險狀況而與緊急地滑對策事業有關，則其費用由中央（政府）分擔三分之二，若該地滑防治工程之目的乃在於預防引發二度災害，而與對付因災害引發之砂土坍方等危險狀況之緊急地滑對策事業無關時，則由中央（政府）分擔十分之五・五。</p>
原文	<p>国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の二分の一を負担する。ただし、溪流において施行する地すべり防止工事及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行する地すべり防止工事については、当該地すべり防止工事が災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものであるときは三分の二を、当該地すべり防止工事が再度災害を防止するために施行するものであつて災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものであるときは十分の五・五を国の負担割合とする。</p>

立法或修改理由 都道府縣知事施作地滑防治工程所須費用之部分負擔。

平成（1993）5年3月31日號外法律第8號

說明與學說介紹 因「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律」第26條附則第四項修改而修改。

第三十條

中文	因都府縣知事施作之地滑防治工程，其他都府縣明顯受益時，都道府縣知事得依政令之規定，與其他都府縣知事協議，視其他都府縣受益之程度，將都府縣知事管轄之都府縣所須負擔之負擔金部分金額，由明顯有受益之都府縣負擔。
原文	都府県知事の施行する地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、当該都府県知事は、政令で定めるところにより、他の都府県の知事と協議して、他の都府県の利益を受けける限度において、当該都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受けける他の都府県に分担させることができる。

立法或修改理由 本條規定受益都道府縣分擔金之規定

說明與學說介紹 都府縣知事施作之地滑防治工程，其他都府縣明顯受益時，得將都府縣所須負擔之負擔金部分金額，由明顯有受益之都府縣負擔

第三十一條

中文	地滑防治工程或該地滑防治工程設施之維護，有利於都道府縣轄區內之市町村時，都道府縣得將其依前四條之規定所應負擔之費用之一部，依市町村因該工程或維護而受益之程度，要求相關市町村負擔。 2. 前項費用中，市町村依同項規定所應分擔之金額，應於聽取該市町村之意見後，由都道府縣議會議決定之。
原文	前四条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その地すべり防止工事又は地すべり防止施設の維持が当該都

	<p>道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を分担させることができる。</p> <p>2 前項の費用について同項の規定により市町村が分担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規範市町村分擔金之規定。

説明與學說介紹 市町村砂防工程或維護而受益者，都道府縣得要求該市町村負擔工程費用。

第三十二條

中文	<p>主管機關首長施作地滑防治工程時，其經費應全額由國家支出施作，再由管理該地滑防治區域之都道府縣知事管轄之都道府縣，或須分擔部份金額之其他都道府縣，依政令之規定，將第二十八條第一項或第二項所規定之負擔金額，繳納國庫。</p>
原文	<p>主務大臣が地すべり防止工事を施行する場合には、まず全額国費をもつてこれを施行した後、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項又は第二項の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。</p>

立法或修改理由 本條規範負擔金繳納之規定。

説明與學說介紹 地滑防治工程經費應先由國家支出，再由都道

府縣將負擔金額繳納國庫。

第三十三條

中文	都道府縣知事所管理之地滑防治設施兼有其他工作物功能時，管理該地滑防治設施所需費用之負擔，由該都道府縣知事與該工作物之管理人協議定之。
原文	都道府県知事の管理する地すべり防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該地すべり防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

立法或修改理由 本條規範兼用工作物之費用分擔規定。

說明與學說介紹 地滑防治設施兼有其他工作物功能時，管理該設施所需費用之負擔，由該都道府縣知事與該工作物之管理人協議定之。

第三十四條

中文	都道府縣知事因其他工程或其他行為，有自行施作地滑防治工程之必要時，其所須費用依造成必要之程度，得令其他工程或其他行為之人負擔全部或部分費用。 2.於前項情形中，其他工程為河川工程或道路相關工程時，該地滑防治工程費用準用河川法第六十八條或道路法第五十九條第一項及第三項之規定。
原文	都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき

	<p>費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は道路に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事の費用については、河川法第六十八条又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。</p>
--	--

立法或修改理由 昭和 39 (1964) 年 7 月 10 日法律第 168 號

説明與學說介紹 因「河川法施行法」第 53 條規定之修改而修改。

第三十五條

中文	<p>因都道府縣知事施作地滑防治工程而須施作之其他工程，或施作該地滑防治工程而必須施作之其他工程所須費用，除第十八條第一項許可之附加條件有特別規定或依第二十條第二項之協議者外，在必要之範圍內，由該都道府縣知事管轄之都道府縣負擔全部或部分費用。</p> <p>2. 前項情形，所謂其他工程為河川工程、道路相關工程或防砂工程時，其他工程所須費用，適用河川法第六十七條、道路法第五十八條第一項及防沙法第十六條之規定。</p> <p>3. 第一項之地滑防治工程，因其他工程或其他行為而必須施作時，都道府縣知事得依其必要之程度，要求負擔原因工程或原因行為所須費用之人，負擔第一項其他工程所須費用之全部或一部。</p>
原文	<p>都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第十八</p>

	<p>条第一項の許可に附した条件に特別の定がある場合及び第二十条第二項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七条、道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>
--	---

立法或修改理由 附帶工程所須費用之負擔規定

昭和 39 (1964) 年 7 月 10 日法律第 168 號

説明與學說介紹 因「河川法施行法」第 53 條規定之修改而修改。

第三十六條

中文	<p>因都道府縣知事施設之地滑防治工程，明顯受有利益者，都道府縣知事得依其受益之程度，要求其負擔工程所須費用之一部。</p> <p>2. 前項情形，負擔金徵收對象之範圍及其相關徵收辦法由都道府縣知事管轄之都道府縣自治條例另訂之。</p>
原文	<p>都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を</p>

	<p>受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該都道府県知事の統括する都道府県の条例で定める。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規範受益人負擔金之規定。

昭和 38（1963）年 6 月 8 日法律第 99 號

説明與學說介紹 因「地方自治法の一部を改正する法律」附則第 32 條規定修改而修改。

第三十七條

中文	前三條規定之負擔金，其金額之通知、繳納之程序，及其他負擔金相關之必要事項，另以政令訂定之。
原文	前三條の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

立法或修改理由 本條為負擔金之通知與繳納程序等之規定

説明與學說介紹 本法規定之負擔金，其金額之通知、繳納之程序，及其他負擔金相關之必要事項，應另以政令訂定之。

第三十八條

中文	<p>第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條第三項及第三十六條第一項規定之負擔金（以下單稱負擔金），不予繳納者，都道府縣知事應製發催繳通知書並指定期限催繳。</p> <p>2. 前項規定，都道府縣知事得依主管機關命令之規定，徵收</p>
----	---

	<p>滞納金；滞納金金額年比例，不得超過百分之十四點五之範圍。</p> <p>3. 依第一項規定受催繳人未於指定期限內繳納應付金額時，都道府縣知事得以國稅滞納處分為例，徵收前二項規定之負擔金及滞納金；負擔金及滞納金優先順位次於國稅及地方稅。</p> <p>4. 滞納金優先於負擔金。</p> <p>5. 負擔金及滞納金之徵收，消滅時效為五年。</p>
原文	<p>第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条第三項及び第三十六条第一項の規定に基く負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事は、国稅滞納處分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国稅及び地方稅に次ぐものとする。</p> <p>4 延滞金は、負担金に先だつものとする。</p> <p>5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない</p>

	ときは、時効により消滅する。
--	----------------

立法或修改理由 本條為需負擔費用之滯納處理規定。

昭和 45（1970）年 4 月 1 日號外法律第 13 號

說明與學說介紹 因「利率等の表示の年利建て移行に関する法律」第 22 條規定之修改而修改。

第三十九條

中文	負擔金及前條第二項之滯納金，歸於該當都道府縣知事管轄之都道府縣。
原文	負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県に帰属する。

立法或修改理由 本條規定負擔金與滯納金之歸屬。

說明與學說介紹 負擔金及滯納金歸都道府縣。

第四十條

中文	依本法負擔之義務，或依本法作成之處分所課予之義務，其履行所須費用，除本法另有特別之規定外，應由相關義務人負擔。
原文	この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

立法或修改理由 本條為義務履行所須費用之規定。

說明與學說介紹 義務履行所須費用由義務人負擔之規定。

第四十一條

中文	礦渣堆崩塌防治工程之施作，及其他礦渣堆崩塌防治區域之管理，由該礦渣堆崩塌防治區域所在地之都道府縣之都道府縣知事為之。
原文	ぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理は、当該ぼた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

立法或修改理由 本條為礦渣堆崩塌防治區域之管理規定

說明與學說介紹 礦渣堆崩塌防治區域之工程施作與管理，由都道府縣為之。

第四十二條

中文	<p>礦渣堆崩塌防治區域內，從事下列各款行為之一者，應取得都道府縣知事之許可。</p> <p>一、立竹木之採伐（間伐、擇伐及政令所規定之其他輕微行為者除外。）或樹根之採取。</p> <p>二、立竹木之滾落或拖曳搬運。</p> <p>三、挖邊坡或挖方。</p> <p>四、土石之採取或堆積。</p> <p>五、挖掘或採掘煤炭和其他礦物並妨礙礦渣堆崩塌防治或助長、引發礦渣堆崩塌之行為。</p> <p>六、非前面所載各項行為之外，妨礙礦渣堆崩塌防治或助長、引發礦渣堆崩塌之行為且政令有所規定者。</p> <p>2. 第十八條第二項及第三項之規定適用於前項許可。於此情形中同條第二項及第三項中之「地滑」改解讀為「礦渣堆崩塌」。</p>
----	--

原文	<p>ぼた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 立木竹の伐採(間伐、択伐その他政令で定める軽微な行為を除く。)又は樹根の採取</p> <p>二 木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>三 のり切又は切土</p> <p>四 土石の採取又は集積</p> <p>五 掘さく又は石炭その他の鉱物の掘採で、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「地すべり」とあるのは、「ぼた山の崩壊」と読み替えるものとする。</p>
----	---

立法或修改理由 本條規範礦渣堆崩塌防治區域內之行為限制規定。

說明與學說介紹 規定礦渣堆崩塌防治區域內，從事本條列舉之具體事項者，應取得都道府縣知事之許可。

第四十三條

中文	依第四條之規定指定礦渣堆崩塌防治區域時，於該礦渣堆崩
----	----------------------------

	塌防治區域內，既已依其固有之權原，實施前條第一項各款所規定之行為者，得以原有條件，視為取得同條第一項之許可。
原文	第四条の規定によるぼた山崩壊防止区域の指定の際現に当該ぼた山崩壊防止区域内において権原に基き前条第一項各号に規定する行為を行つている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同条第一項の許可を受けたものとみなす。

立法或修改理由 本條規定得以原有條件，視為取得許可之情形。

說明與學說介紹 指定礦渣堆崩塌防治區域，而於該礦渣堆崩塌防治區域內，既已依其固有之權原，實施本法規定規制行為者，得以原有條件視為取得許可。

第四十四條

中文	施作礦渣堆崩塌防治工程及其他管理礦渣堆崩塌防治區域所須費用，除本法及其他法律另有特別規定者外 由管理該礦渣堆崩塌防治區域之都道府縣知事管轄之都道府縣負擔。
原文	ぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該ぼた山崩壊防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

立法或修改理由 本條規定礦渣堆崩塌防治區域之管理所須費用負擔原則。

說明與學說介紹 施作礦渣堆崩塌防治工程等所須費用，由都道府縣負擔之。

第四十五條

中文	<p>第八條、第十三條至第十七條、第二十條、第二十一條、第二十六條、第二十九條至第三十一條及第三十三條至第四十條之規定準用於礦渣堆崩塌防治區域相關管理及費用。於此情形下，第八條中「第三條第三項所規定之地滑防治區域」係指「第四條第二項所準用之第三條第三項規定之礦渣堆崩塌防治區域」，「其地滑防治區域內」係指「其礦渣堆崩塌防治區域內」，第十六條第一項中「地滑防治區域」為「礦渣堆崩塌防治區域」，「地滑防治工程」係指「礦渣堆崩塌防治工程」，第二十條中「森林法第三十四條第二項（含該法第四十四條準用之情形）」，為「森林法第三十四條第一項或第二項（包含於該法第四十四條適用這些規定之情形）」，至於「第十八條第一項」係指「第四十二條第一項」，第二十一條第一項、第二項及第三十五條第一項中「第十八條第一項」係指「第四十二條第一項」。</p> <p>2.除前項後段之規定者外，有關準用同項之必要技術性解釋，另以政令定之。</p>
原文	<p>第八條、第十三條から第十七條まで、第二十條、第二十一條、第二十六條、第二十九條から第三十一條まで及び第三十三條から第四十條までの規定は、ぼた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第八條中「第三條第三項の規定による地すべり防止区域」とあるのは「第四條第二項において準用する第三條第三項の規定によるぼた山崩壊防止区域」と、「その地すべ</p>

	<p>り防止区域内」とあるのは「そのぼた山崩壊防止区域内」と、第十六条第一項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と、第二十条中「森林法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)」とあるのは「森林法第三十四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)」と、「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と、第二十一条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項後段に規定するもののほか、同項の準用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
--	--

立法或修改理由 本條規範各種準用之規定。

説明與學說介紹 具體規定準用於礦渣堆崩塌防治區域相關管理及費用之情形。

第四十六條

中文	<p>都道府縣對實施第二十四條第一項第二款至第四款(同款中該當同項第一款規定之事項者除外。)所列舉工程之市町村及其他政令所規定者，已補助其工程所需費用時，國家得於預算範圍內，對該都道府縣依政令之規定，補助該當工程所須費用之二分之一。</p>
原文	<p>国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に該当する事項を除く。)までに掲げる事業を</p>

	<p>実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。</p>
--	---

立法或修改理由 本條規定依相關事業計畫實施事業者之補助。

說明與學說介紹 道府縣對實施列舉之工程之市町村已補助其工程所需費用時，國家得於預算範圍內，對該都道府縣依政令之規定，補助該當工程所須費用之二分之一。

第四十七條

中文	<p>獨立行政法人住宅金融支援機構及沖繩振興開發金融公庫，在法令及事業計畫之範圍內，為使依第二十四條規定之已作成或已變更之相關事業計畫，而搬遷或拆除有住宅之房屋者得以順利進行，應考量必要之資金貸款。</p>
原文	<p>獨立行政法人住宅金融支援機構及び沖繩振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第二十四条の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づく住宅部分を有する家屋の移転又は除却が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>

立法或修改理由 本條規定獨立行政法人住宅金融機構等資金貸款之注意事項。

平成 17 (2005) 年 7 月 6 日號外法律第 82 號

說明與學說介紹 因「独立行政法人住宅金融支援機構法」附則第 33 條規定修改而修改。

第四十八條

中文	<p>主管機關首長或都道府縣知事，依漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第一百三十七號）第二條規定之漁港區域（水域除外）內，施作地滑防治工程時，應事前與漁港管理人進行協議。</p> <p>2. 主管機關首長或都道府縣知事，依港灣法（昭和二十五年法律第二百十八號）第三十七條第一項之規定，於港灣鄰接地域內，施作地滑防治工程時（符合同項各款所規定之行為者除外），應事前與港灣管理人進行協議。</p>
原文	<p>主務大臣又は都道府県知事は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二条の規定による漁港の区域(水域を除く。)内において地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ漁港管理者に協議しなければならない。</p> <p>2 主務大臣又は都道府県知事は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域内において地すべり防止工事(同項各号に規定する行為に該当するものを除く。)を施行しようとするときは、あらかじめ港湾管理者に協議しなければならない。</p>

立法或修改理由 本條規定與漁港管理人或港灣管理人之協議。

平成 13（2001）年 6 月 29 日號外法律第 92 號

說明與學說介紹 因「漁港法の一部を改正する法律」附則第 19

條規定之修改而修改。

第四十九條

中文	主管機關首長施行本法認為有必要時，得要求都道府縣知事提出報告或資料。
原文	主務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

立法或修改理由 本條規範要求提出報告之規定。

說明與學說介紹 主管機關首長認為有必要時，得要求都道府縣知事提出報告或資料。

第五十條

中文	<p>不服下列處分，且其不服理由係與礦業、採石業或砂石採取業之調整有關者，得向公害等調整委員會申請裁定。於此情形，不得請求審查。</p> <p>一、依第十一條第一項之規定作成之核准。</p> <p>二、依第十四條第一項（含準用第四十五條第一項之情形）之規定所作成之工程施作命令。</p> <p>三、依第十八條第一項之規定作成之許可。</p> <p>四、依第二十一條第一項或第二項（含準用第四十五條第一項之情形）之規定作成之處分，或依前述規定作成之必要處置命令。</p> <p>五、依第二十三條第一項或第二項之規定作成之必要處置命令。</p>
----	--

	2. 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八號)第二十二條之規定，適用於處分廳就前項各款處分，作出錯誤教導，指稱可要求審查或提出異議時。
原文	次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、審査請求をすることができない。 一 第十一条第一項の規定による承認 二 第十四条第一項(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による工事の施行命令 三 第十八条第一項の規定による許可 四 第二十一条第一項若しくは第二項(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令 五 第二十三条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令 2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十二條の規定は、前項各号の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

立法或修改理由 本條規範裁定之申請規定。

平成 26 (2014) 年 6 月 13 日號外法律第 69 號

説明與學說介紹 因「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 228 條規定之修改而修改。

第五十一條

中文	<p>地滑防治區域或礦渣堆崩塌防治區域之指定及管理，其主管機關規定如下：</p> <p>一、依防砂法第二條規定所指定之土地（包含比照於此之土地）內之地滑地區或礦渣堆，其主管機關首長為國土交通大臣。</p> <p>二、依森林法第二十五條第一項或第二十五條之二之第一項或第二項（同法第二十五條之二第一項後段或第二項後段準用同法第二十五條第二項之情形除外）規定所指定之保安林（含與此相當之森林），或依同法第四十一條規定所指定之保安設施地區（包含比照於此之森林或原野和其他土地）內之地滑地區或礦渣堆，其主管機關首長為農林水產大臣。</p> <p>三、非屬前二款之地滑區域或礦渣堆者。</p> <p>（一）依據土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五號）第二條第二項中規定之土地改良事業地區，或依同法規定指定實施土地改良事業計畫之地區（含比照這些地區之地區）內所存在之地滑地區或礦渣堆，其主管部長為農林水產部長。</p> <p>（二）屬於第一款之地滑地區或礦渣堆，其主管部長為國土交通部長。</p> <p>2. 地滑防治區域或礦渣堆崩塌防治區域之指定，須經相關主管部長互相協議。</p> <p>3. 本法所稱中之主管省令係指主管部長所發布之命令。</p>
原文	<p>地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。</p>

一 砂防法第二条の規定により指定された土地(これに準ずべき土地を含む。)の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項(同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。)の規定により指定された保安林(これに準ずべき森林を含む。)又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。)の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

三 前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、
イ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域(これらの地域に準ずべき地域を含む。)の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

2 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。

3 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

立法或修改理由 本條為主管機關之規定。

平成 11 (1999) 年法 160 號一部分修改

說明與學說介紹 因中央省庁等改革關係法施行法 101 條修改而修改。

第五十一條之二

中文	本法規定之主管機關首長之權限，得依政令之規定，將其權限之一部分，委由地方分部局局長辦理。
原文	この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

立法或修改理由 本條為權限委任之規定。

平成 11 (1999) 年法 160 號一部分修改。

說明與學說介紹 因中央省庁等改革關係法施行法 101 條修改而修改

第五十一條之三

中文	依第七條、第八條（含第四十五條準用之情形）、第九條、第十一條、第十三條（含第四十五條準用之情形）、第十四條第一項（含第四十五條準用之情形）、第十五條第一項（含第四十五條準用之情形）、第十六條第一項（含第四十五條準用之情形）、第十六條第二項（含第四十五條準用之情形）中準用之第六條第二項、第三項、第五項及第六項、第十八條（含第四十二條第二項準用之情形）、第二十條第二項（含第四十五條準用之情形）、第二十一條第一項及第二項（含第四十五條適用於這些規定之情形）、第二十二條第一項、第二十三條第一項及第二項、第二十四條第一項及第三項、
----	---

	<p>第二十五條、第二十六條第一項（含第四十五條準用之情形）、第三十條（含準用第四十五條之情形）、第三十一條（含第四十五條準用之情形）、第三十三條（含第四十五條準用之情形）、第三十四條第一項（含第四十五條準用之情形）、第三十五條第三項（含第四十五條準用之情形）、第三十六條第一項（含第四十五條準用之情形）、第三十八條第一項至第三項（含第四十五條準用之情形）、第四十一條、第四十二條第一項與第四十八條之規定，視為都道府縣處理之事務，屬地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二條第九項第一款所規定之法定委託事務（次項稱為「第一款法定委託事務」。）。</p> <p>2. 其他法律及依其他法律所訂定之政令之規定，地滑防治工程之施作及其他地滑防治區域之管理，礦渣堆崩塌防治區域工程之施作及礦渣堆崩塌防治區域之管理，視為都道府縣處理之事務，屬第一款法定委託事務。</p>
原文	<p>第七條、第八條(第四十五條において準用する場合を含む。)、第九條、第十一條、第十三條(第四十五條において準用する場合を含む。)、第十四條第一項(第四十五條において準用する場合を含む。)、第十五條第一項(第四十五條において準用する場合を含む。)、第十六條第一項(第四十五條において準用する場合を含む。)、第十六條第二項(第四十五條において準用する場合を含む。))において準用する第六條第二項、第三項、第五項及び第六項、第十八條(第四十二條第二項において準用する場合を含む。)、第二十條第二項(第四十五條において準用する場合を含む。)、第二十</p>

一条第一項及び第二項(第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五条、第二十六條第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十條(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十一條(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十三條(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十四條第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十五條第三項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十六條第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項から第三項まで(第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四十一條、第四十二條第一項並びに第四十八條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項において単に「第一号法定受託事務」という。)とする。

2 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理及びぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理に関して都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

立法或修改理由 事務之劃分規定

1・平成 11 (1999) 年 12 月 22 日号外法律第
160 號

2·平成23(2011)年8月30日号外法律第105號

說明與學說介紹 1·因「中央省庁等改革關係法施行法」1109條修改而修改。
2·為提高地區自主性與自立性改革促進相關法律之整備。

第五十二條

中文	違反第十八條第一項或第四十二條第一項之規定者，處以一年以下有期徒刑或科以十萬日圓以下之罰金。
原文	第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

立法或修改理由 本條為本法之罰則規定。

說明與學說介紹 本條規範違反本法之刑事罰規定。

第五十三條

中文	有下列各款情形之一者，處以六個月以下徒刑或科以五萬日圓以下之罰金。 一、違反第六條第七項（含第十六條第二項或第四十五條第一項準用之情形）之規定，拒絕或妨礙進入土地或暫時使用土地者。 二、未提出第二十二條第一項規定之報告或資料，或提出偽造之報告或資料者。 三、拒絕、妨礙或迴避第二十二條第一項規定之進入檢查者。
原文	次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円

	<p>以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条第七項(第十六条第二項又は第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者</p> <p>二 第二十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>三 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
--	--

立法或修改理由 本條為本法罰則之規定。

說明與學說介紹 規定特定行為之罰則。

第五十四條

中文	移動、汚損、或破壞依第八條（含在第四十五條第一項準用之情形）之規定所設置之標誌者，科以一萬日圓以下之罰金。
原文	第八条(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者は、一万円以下の罰金に処する。

立法或修改理由 本條為本法罰則之規定。

說明與學說介紹 規範移動、汚損、或破壞標誌者，應科以罰金之規定。

第五十五條

中文	法人之代表人、法人或自然人之代理人、受雇人及其他從業人員，有關法人或自然人之業務，有第五十二條或第五十三條規定之違法行為時，除行為人外，法人或自然人亦科以各
----	--

	條之罰金。
原文	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

立法或修改理由 本條為兩罰之規定。

說明與學說介紹 行為人與法人或自然人並罰之規定。